

馬王堆帛書《老子》乙本卷前古佚書《經法》釋文注解（一）

高橋庸一郎

序

中国湖南省長沙市郊外にある馬王堆一号漢墓からの出土文物が、初めて世に紹介されたのは、湖南省博物館・中国科学院考古研究所・文物編輯委員会の編集によって、文物出版社より一九七二年七月に刊行された極く小部の報告パンフレット〈長沙馬王堆一号漢墓发掘簡報〉に於てであった。当時、雑誌〈文物〉は、一九六六年五期以後、所謂文化大革命の政治第一の政策の中で停刊を余儀なくされ、復刊されたのはようやく一九七二年第一期からであった。その〈文物〉がこの馬王堆一号墓の发掘について最初に取り上げたのは、同じ一九七二年の復刊ま

もない第九期ではあったが、当時中国の出版物は、定期刊行といえども、その実際の発行期日は大巾に遅れていたから、前の〈发掘簡報〉とともにこの〈文物〉第九期を我々が手にすることが出来たのは一九七三年になつてからではなかつたかと記憶する。所謂文化大革命は一九六六年に始まり、その終結を一般にいわれている如く四人組逮捕の一九七六年とするなら、この十年間、自然科学の一部を除いた、他の考古学をも含むあらゆる学問研究部門がほぼ閉店休業の状態にあったから、一九七二年と言えば、中国学問界は未だその休眠のまつだなかにあつたと言える。こうした状況下でのこれ等の发掘報告は、極めて簡単なものであつたとはいえ、当時の中国学問世界全体を瞠目させたばかりでなく、中国以外の世界に対しても非常に大きなかつた。

衝撃を与えるに充分なものであった。即ちそれは紀元前二世紀から今日まで地中深く埋もれ、且つ殆んどその完全な姿そのままに発掘された美しい模様の施された漆塗りの棺であり、その上部を蔽っていた、天界、人界、地界を繊細な刺激であしらつた、恰も〈楚辭・天問〉の世界を彷彿とさせる彩絵帛画であり、蓋・鼎・盆・耳杯・鋤・卮・勺・盘を中心とした夥しい数の漆器の類であり、行李に收められた多くの刺繡を施された綢織物の豪華な衣裳であり、更に又、瑟箏、音管等の樂器の類であつた。そして何よりも更に世の人々に強い驚異と興奮を与えたものは、この一号墓の主である所の第一代轪侯利倉の家屬又はその子孫と思われる（中国科学院考古研究所の説〈長沙馬王堆一号漢墓〉専刊一九七三年文物出版社）女性の、二千百余年を経て猶、生けるが如く、いまだその筋肉に彈力性を保持しつつ差掘されたその遺体であつた。これ等、一件一件どれをとってもすべて驚嘆に値する差掘物は、後、一九七三年十月、文物出版社から刊行された上下二巻にのぼる大版大部の詳細な差掘報告〈長沙馬王堆一号漢墓〉に見ることが出来、中国歴史の測り知れない奥深かさにただ驚かされるばかりである。

しかし単に考古学的な立場からだけでなく、古代思想史、古代文学史等を含む中国の全古代文化史的な意味からこの馬王堆

漢墓を見る時、その差掘のクライマックスは、実はこの一号墓発掘から更に二年後の一九七三年十月に発掘された三号墓の发掘にあつた。華々しい一号墓の差掘の陰に隠れて、三号墓についてはあまり大きく取り上げられることもなかつたが、一部専門家の間には、一号墓の時以上の興奮をまき起したことは間違いない。それは三号墓東隅の木制の箱の中には、蓋つきケースにおさめられていた所の約二千四十年前、即ち漢の文帝の時代、前天十年（紀元前一六八年）に埋められたと思われる全十二万字にのぼる古文書の出土であつた。これ等の文書は、白い絹の織布の上に墨を以つて書かれた所謂帛書と呼ばれるもので、長い年月の間に破損をきたした箇所もだいぶあるが、全体的には、その保存状態は極めてよく、それは三千百数十年という長い時間を考へるなら、その残り得た文書は、一号墓に於ける轪侯利倉の近親者の遺体同様まさしく奇跡といいうるものであつた。

中国の埋蔵文書差掘の歴史は、遠く已に漢武帝の時の所謂孔壁書より始り、六朝晋に於ける戰國魏王墓からの汲冢文書、更に後年の敦煌文書、そして近年のトルファン唐代墓より差掘された〈卜天春本論語鄭氏注〉等、その主なものを持ち上げただけでも、内容的には中国文化史を研究する上で極めて重要な資

料を提供したものばかりである。

今回の馬王堆帛書も、銀雀山漢墓竹簡、垂虎地秦墓竹簡、雲夢秦竹簡等とともに埋蔵文書発掘史に新たな項目かのうちの一「つとして書き加えられることになるであろうばかりでなく、

これから研究の結果によつては、中国古代文化史にも、従来の見方に対しても何等かの新たな幾ページかを書き加えうことになるかも知れない。実に興味のもたれるところである。

以下馬王堆三号漢墓出土帛書の編号目録を掲げてみると次の通りである。

- (甲) 一、〈老子〉 甲本、篇題無し
二、〈老子〉 甲本卷後佚書の一、篇題無し
三、〈老子〉 甲本卷後佚書の二、篇題無し
四、〈老子〉 甲本卷後佚書の三、篇題無し
五、〈老子〉 甲本卷後佚書の四、篇題無し
- (乙) 一、〈老子〉 乙本卷前佚書の一、〈經法〉
二、〈老子〉 乙本卷前佚書の二、〈十大經〉
三、〈老子〉 乙本卷前佚書の三、〈稱〉
四、〈老子〉 乙本卷前佚書の四、〈道原〉
五、〈老子〉 乙本
- (丙) 一、〈周易〉 篇題無し

二、〈周易〉 卷後佚書の一、篇題無し

三、〈周易〉 卷後佚書の二、〈要〉

四、〈周易〉 卷後佚書の三、〈昭力〉

五、〈周易・系辭〉 篇題無し

(丁) 〈戰國策〉と関係ある書一種、篇題無し

(この書は、馬王堆漢墓帛書整理小組によつて、後に〈戰國縱橫家書〉と名づけられた)

(戊) 〈左伝〉と類似した佚書一種、篇題無し

(この書は同じく、後に〈春秋事語〉と名づけられた)

(己) 〈天文星占〉に関する佚書一種、篇題無し

(この書は同じく、後に〈春秋事語〉と名づけられた)

(庚) 〈相馬〉に関する佚書二種、篇題無し

(この書は、同小組により、一九七七年第八期〈文物〉誌

上で今本〈相馬經〉に類する一書と認定された)

(辛) 〈医經方〉に関する佚書一種、篇題無し

(この書のうちには、後に同小組により〈五十二病方〉と

名づけられたもの含む)

(壬) 一、〈刑德〉に関する佚書の一、篇題無し

二、〈刑德〉に関する佚書の二、篇題無し

三、〈刑德〉に関する佚書の三、篇題無し

(癸) 一、〈陰陽五行〉に関する佚書の一、篇題無し

二、陰陽五行に関する佚書の二、篇題無し

(子) 導引図一幅

(丑) 地図一幅

(寅) 駐軍図一幅

(卯) 街坊図一幅

(辰) 雜占

以上〈文物〉一九七四年九期による。

これ等帛書の中、現在までに中國から、馬王堆漢墓帛書整理小組などが、雑誌〈文物〉、〈考古學報〉、單行本等を通じて正式に、写真図版及び訳文を公表したものは、〈老子〉甲本、乙本、〈老子〉乙本巻前佚書、及び〈老子〉甲本巻後佚書、〈春秋事語〉、〈戰國縱橫家書〉であり、写真図版はないが、訳文のみが公表されたものは、〈相馬經〉、〈五十二病方〉、〈天文星占に附属する帛書〉であって、〈周易〉巻後佚書、〈周易・系辭〉刑德に関する佚書、陰陽五行に関する佚書等については未だ、その全貌は明かでない。

今ここにその訳文と注解を掲げたものは、右のうちの(一)、(經法)に当るものである。この(一)が〈老子〉を除いて外に、(經法)、(十大經)、(稱)、(道原)という四つの題目を持つてることについて唐蘭は〈漢書・藝文志〉の〈黃帝四經〉の四

編のことであるとし、〈附書・經籍志〉が漢代の道書三十七種について「黃帝四篇、老子兩篇、最得深旨」といっているのを、その有力な証拠としてあげている。又、裘錫圭は「〈淮南子〉や〈說苑〉と、この帛書との相同の部分は、明かに前者が後者を抄襲したものであり、〈管子〉、〈慎子〉等と帛書の関係は更に研究が進められるのを待たねばならない。」と述べ、更に羅福顯は「この四種類の書は一体どういう書であるか、その内容を見ればすべて黃帝、陰陽家の言葉である。そのうちの第二種、つまり七十三行目から百四十二行目までの一段（十大經）に當る部分は、私はこれは〈漢書・藝文志〉が謂う所の〈力牧〉篇であると考へる。」としているなど、諸説大いに沸立つ所であるが、要するにこの四篇を総括する総名がなく、右の諸説いづれも確証があるわけではないから、正確には〈馬王堆出土老子乙本巻前佚書四編〉というべきかと考えるが、一九七六年五月に、馬王堆漢墓帛書整理小組が編集した〈馬王堆漢墓帛書・經法〉によつて、四篇を最も字数の多い〈經法〉に代表させて〈帛書・經法〉と呼ぶのが簡便として便利かと思われる。

因みに(一)の篇目別、字数を帛書自身の記載にしたがつて掲げておくと次の通りである。

〈十大経〉凡四千五(或は三) 固六田四、

〈称〉千六百、

〈道原〉四千六十四、

〈國〉三千四十□、

〈道〉二千四百二十六、

今日までに〈經法〉の訳文として中国から出版されたものに

は次の四種がある。(一) 内は本稿に用いた略称。

一、〈馬王堆漢墓帛書¹⁾〉(長沙馬王堆三号漢墓帛書之二、老子乙本及卷前古佚書)²⁾

馬王堆漢墓帛書整理小組

一九七四年九月文物出版社(精裝本)

二、〈長沙馬王堆漢墓出土老子乙本卷前古佚書訳文〉

馬王堆漢墓帛書整理小組

一九七四年九月文物出版社(精裝本)

三、〈老子乙本卷前古佚書訳文〉(唐蘭〈馬王堆出土老子乙

本卷前古佚書の研究〉附録二。又「馬王堆漢墓帛書整理小

組、原載〈文物〉一九七四年第十期。転載時に少々修改を

加え、あわせて衍文を注出した」との唐蘭の注が添えられ

ている。)

〈考古学報〉一九七五年第一期(考古学報本)

年十月六日

四、〈馬王堆漢墓帛書・經法〉

馬王堆漢墓帛書整理小組編

一九七六年、文物出版社(單行本)

右四種のうち一は铁入り大版の精裝本で、全部の写真図版、訳文及び簡単な注が施されている。二、三はともに注はないが、三には全写真図版が掲載されている。四はこの四種のうちで最も詳しい注を加えた訳文であるが写真図版はない。

今まで〈經法〉について書かれた資料解説、論文などで主なものは左の通りである。

○〈長沙馬王堆二・三号漢墓先掘簡報〉湖南省博物館・中國

科学院考古研究所〈文物〉一九七四年七期

○〈長沙馬王堆漢墓帛書概述〉賀蘭〈文物〉一九七四年九

期

○〈座談長沙馬王堆漢墓帛書〉唐蘭・裘錫圭・羅福頤・李

家浩・張政烺、その他 〈文物〉一九七四年九期

○〈漢初黃老思想和法家路線——談長沙馬王堆三号漢墓出土

帛書孔記〉程武 〈文物〉一九七四年十期

○〈黃帝四經初探〉唐蘭 〈文物〉一九七四年十期

○〈長沙馬王堆三号漢墓出土帛書〉〈光明日報〉一九七四

。《馬王堆漢墓出土的帛書》〈湖南日報〉一九七四年十一

月十日

。《從馬王堆漢墓看西漢初年儒法兩條路線的鬥爭》商志輝
〈考古〉一九七六年二期

。《十大經初論》高亨 董治安 〈歷史研究〉一九七五年

一期

。《馬王堆出土老子乙本卷前古佚書的研究——兼論其與漢初

儒法鬭爭的關係》及び附錄一、《老子乙本卷前古佚書引文

表》

唐蘭 〈考古學報〉一九七五年一期

。《馬王堆二·三号漢墓殘簡的主要收錄》中國科學院考古

研究所·湖南省博物館寫作小組 〈考古〉一九七五年一期

。《長沙馬王漢墓帛書概述》韓中民

〈考古學報〉一九七五年二期

。《馬王堆出土老子乙本卷前古佚書探原》龍晦 〈考古學

報〉一九七五年二期

。《十大經的思想和時代》康立 〈歷史研究〉一九七五年

三期

。《〈法家路線和黃老思想——說帛書經法〉

康立 衛今 〈紅旗〉一九七五年七期

。《法家對黃老之學的吸收和改造——說馬王堆帛書經法等四

篇》湯新〈文物〉一九七五年八期

以上の掲げた論文は殆んど文革期の所謂四人組時代に書かれたものである為に、その中には、これ等帛書の解説、詮解、内容

（引文表）と同じものである。

（※印を附した四種はいづれも前述の文物出版社刊行の單行本〈馬王堆漢墓帛書 經法〉一九七六年北京、にまとめて転載されている。又同本には〈附老子乙本卷前古佚書與其它古籍引文對照表〉も掲載されているが、これは前記〈考古學報〉一九七九年一期の〈附錄一、老子乙本卷前古佚書

（引文表）と同じものである。）

以上掲げた論文は殆んど文革期の所謂四人組時代に書かれたものである為に、その中には、これ等帛書の解説、詮解、内容

の究明といった純粹な學問的探究に対してよりも、当時の四人組を中心として、その拡大を企図されていた批林批孔の儒法闘争理論を賞揚することに對してより多くの労力が費やされたものが多く見うけられる。その点では、(經法)などは、その目的達成の為の恰好の材料として大いに利用された感が強い。こうした歴史的な情況から判断するに、當時大いに活躍し、多大な業績を残したこの馬王堆漢墓帛書整理小組というのも、実のところ四人組の影響が最も強く浸透していた組織の一つと思われ、

その為、四人組逮捕後は、この組織自体がどうも解散させられたらしく、その後、この小組によつて、(周易)や(刑德)、(陰陽五行)に関する佚書の整理が、ひきつづき行われたといふ形迹が見られないのは真に残念なことである。

帛書(經法)が中国古代思想史の上で、諸子百家といわれる他の多くの思想とどういう関係にあるのか、或は箇別道家思想

の中で如何なる位置を占めるものなのかは、更に時をかけて講究しなければならないが、ただこの書は「老子」卷前古佚書と呼ばれる点からもわかるように、「老子」との関係は可成深いものであることは確かなようである。よつて本稿を以つて掲げた訳文・注解は、常に「老子」をその考え方の基本に置いて作成した。末に甚だ不完全なものではあるが、一応(經法)の包括

的な意味内容把握の為の極く初步的な試みとして理解して頂ければ幸いである。

尚、紙面の関係で今回は(道法)篇の前半部分のみにとどめた。又今後機会を与えられればひきつづきこの作業を継続してゆくつもりである。

① 經 道 法

一、道生法。法者、^ダ(左)得失以繩、而明曲直者、^殿(也)。
故執道者、生法而弗敢犯^也、法立而弗敢廢^也。(也)。

聖人能自^リ(左)以繩、然后見知天下而不惑矣。

訳 文

道は法を生む。法は、得失を^ム左るに繩を以つてし、曲直を明かにする者なり。道を執る者は、法を生み、敢えて犯されざるなり。法立てど、敢えて廢されざるなり。(聖人は)能く自ら左るに繩を以つてし、然る后に、天下を見知して惑はず。

注 解

(1) 經法

魏生詩二首之二，得夫一縷而聯舉古之者題。」

第一行

執通者王詰而弗取紀國步士而弗取鹽

自少人通然后見知王下所人通矣

見于人始六與東一萬升上所從主：有問曰

敬固不知是主水鑿、有固固不時、日時而

鑿育卑二育周曰耕曰不耕不知所用卑用卑

大言：育周曰不懶曰不知田、日自種曰虛

李以木足卑育餘故同步卑二歲八九

或以王或以貶或以失、福禍相續莫知其所

並王見知土通唯與之：育，如鹽焚土水去

物：名：丘財黑白工分之故朝紅君土觀白天

下既毛鉢頭毛毛毛舉頭志如國是

故天百育卑先木自烏村名齊端吳村石也

立醫病已建此毛所鉢然區世吳公者四重

第三行

(中折部分)

第四行

(中折部分)

原団版では七十七行目下に「經法凡五千」とあるが、これは篇名と解されるから、今、首に置く。經は「說文」に「織なり」とするが、初文は金文に見える至で、たていとのこと。その意味が伸引されて、△虢季子白盤銘▽「經綯四方」（四方を治め覆り）、△大孟鼎銘▽「敬緒德至」（徳の変らざるをうやまい）、△叔夷鐘銘▽「余經乃先具」（余は乃の先祖としつかりつながり）、△毛公鼎▽「余唯嘗至先王命」（余は唯だ先王の命を（ぎまもり）おさめる、つながる、まもる等の意が生じたのである。更に經籍では、△禮記・鄉飲酒義▽「經之以天地」（根本として確立するのに、天地をその基準とし）、△詩經・靈臺▽「經始靈臺、經之營之」（始めて靈台を經（け）るのに地を經りてまつりをし）等の例に見られるように、形容詞としては、「根本として変ることのない」との意となる。△禮記・禮器▽「有經而等也」又、△禮記樂記▽「禮之經也」の疏に「經者常也」とある所以である。

法の初文は澆である。△說文に「澆形也、平之如水、從水、鳥所以觸不直者、去之」（法は刑罪のことである。法は水の如く平等に施行されねばならない。よって水字に従っているのである。鳥に従うのは、不正直な者を鳥に觸れさせて、それを廢するからである）。ここに書う鷹について△說文には更に

「鷹解鷹獸也、似山牛一角、古者決訟、令觸不直」（鷹といふのは解鷹という獸である。山牛に似ていて角が一つあり、昔しは訴訟を判決するのに、不正直な者をこの獸にさわらせて判断したのである）と説明している。鷹は甲骨文でも馬・鹿・牛に似た動物の象形にするから、本来、事の善惡をよく見極めることの出来る神獸、又その名であつたのだろう。故に澆は、善惡の判断基準になるものというものが原義であつた。そしてその基準に合わないものは当然避けられ、廢せられた。それが去字を持つ所以であり、又惡を廢するに河の流れに投すことが多かつたのであらうからそれが本来水字に従う理由であつたにちがいない。金文で、澆が、廢の意味に用いられることが多いのは、以上の点から領ける。△大孟鼎銘▽「孟若乃正、勿澆朕令」（孟よ、乃の正なることを敬い、朕が命を廢すること勿れ）、△牧段▽「敬夙夕勿澆朕令」（敬すること夙夜にして朕が命を廢すること勿れ）がその例としてあげられよう。法は澆から鷹を省した形であるが、流傳の經籍で澆の古形を残しているのは、ほぼ△周禮のみである。近年中國西北部平山県から出土した戰國期の△中山王方盤銘▽は澆字を用いており、又△韻達文▽も澆字を用いている。しかし、秦の權量銘▽二世詔▽になると法字が使われている。この点から、澆字と法字の使用はだ

いたい秦始皇の時代をそのさかいとするといふことが推察される。次に法の意味であるが、△周禮・大宰▽「以八灋治官府」（八灋を以つて官府を治む、「二曰灋則以馭其官」）△に曰く、灋則以つて其の官を馭す、「乃施灋于官府而建其正」（乃ち灋を官府に施きて其の正を建つ）。此等の灋に対し鄭氏は、「法則は其の官の制度なり」「法は其の體を法と謂うなり」と注している。秦の權量銘に「法度」の語が見えるが、これと全く同義である。△中山王劍方蓋銘▽の例は「節于灋焉、可灋可尚、以燭上帝、以祀先王」（燭焉に節し、灋る可し、尚ぶ可し。以つて上帝を燭し、以つて先王を祀る）。これも法としてまもるの意味の動詞として使われているからやはり「法度」の系統であろうと考えられる。以上の如き具体的な意味に対して後には法はもつと抽象的な意味を持つようになつて来る。そうした法の定義について最も多く言及しているのは△管子▽である。△心術▽「殺戮禁誅謂之法」（殺戮禁誅これを法と謂う）、△禁戒▽「法者天下之儀也」、△七法▽「尺寸也、輶墨也、規矩也、衡石也、斗斛也、角量也、罰之法」（長さの基準、曲直の基準、方形の基準……これを法と謂う）、△任法▽「法者天下之至道也」、△明法解▽「法者天下之程式也、萬事之儀表也」、△任法▽「法度者萬民之儀表也」、△七臣七

主▽「夫法者所以興功渥暴也」（夫れ法とは功を興し、暴を渥する所以なり）、△七臣七主▽「法者天子之所以其立也」（法は、天子の其の立つるの所以なり）等々非常に数多い。この△經法▽という書は、読み進むうちに解ることであるが、△管子▽△鶴冠子▽△文子▽等と深く係り合つてゐる。この書に表わされている抽象的な法・道等の概念が、△管子▽をはじめとする諸子の思想と如何なる位置関係にあるかを探ることは今後の重要な課題であろう。ひるがえつて、ここにいう經法とは、一応、世の変ることのない根本的な基準との意にとつて置いてさしつかえなかろう。

(2) 道法

原岡版では九行上に前文を縮めくる形で「道法」と書かれているのであるが、今これは章の名と解されるので章の前部に置く。又この章名は冒頭の「道生法」から取られたものと思われる。道字は甲骨文には見当らないが、金文では、行に従い、首に従い、時に手にも従う字である。がこれは導の初文でもある。それは△人盤銘▽△璽量銘▽等に見える。しかしいづれもここに言う人倫の道（みぢ）の意は有していない。道徳・道義を意味する所謂道の概念が生れてくるのは春秋期以後のこと

であろうと考えられる。戦国期の△中山王銅鼎銘△に道字が二例ある。その一つは「夙夜不懈、以引道（これは手に従つて、いるから導に相当する）憂人」（夙夜おこたることなく、私を導き）で、みちびくの意の動詞であり、その後文「余方壯、智天若否、論其德省其行、亡不順道」（私は今や成長し、天の意向も理解出来るようになり、又その徳について語り、その行いを反省し、道にしたがわないということはなくなった）に於ける道は明かに抽象的な道德上の道を指しているようである。この銅鼎の作者である中山王晉は、だいたい紀元前三〇〇年頃活躍したと思われる。老聃が道德を説き、孔丘が人倫の道を説いてから約一世紀半から二世紀後のことである。△老子△や△論語△に説かれている道が、当時すぐに一般に理解されたとは思われない。それには孟子や荀子を含む稷下の学徒達の労苦の時代を経なければならなかつたはづである。すると道という思想概念は、或はこの中山王の時代になつてはじめて中原世界へ拡がり定着したのかもしれない。時代は少し下るが、南方古代文学の祖でもある屈原の△楚辭△には未だ、人倫全体を律するものとしての道という考えは希薄である。

△說文△には「道所行道也從走從首一達謂之道」（道は行所道なり、走に従い首に従うは一たび達することこれを道と謂

う）とある。許慎のこの言は当然漢代には一般的に理解されていた人倫道德としての道を頭に置いてのことである。中国古代思想家のうちで道を最初に一つの体系化された思想全体を表わす語として用いた△老子△からその定義を拾つてみると「道可道、非常道（第一章）」（道の道たるべきは、常の道に非ず）、「道盡而用之又不滿漏兮似万物之宗（第四章）」（道は盡にして、之を用うるに又満たず。漏兮として万物の宗に似たり）、「上善若水善利万物而不争、居衆人之所惡故幾于道矣（第八章）」所に居る、「成名功遂身退天之道、（第九章）」（名成り功遂げて身退くは天の道なり）、「保此道者不欲盈夫惟不盈是足以能敵而不成（第十五章）」（此の道を保つ者は盈つる欲せず、夫れ唯盈たず、是を以て能く敵つて成さず）、「容乃公、公乃王、王乃天、王乃道、道乃久、沒身不殆（第十六章）」（容は乃ら公、公は乃ら王、王は乃ら天、天は乃ら道、道は乃ら久しう、身を没するまで殆なからず）、「大道廣焉有言」（義（第十八章））（大道廣たれて、仁義育り）、「道之爲物、惟芒惟匱匱兮其中有象、芒兮其中有信、芒兮芬兮其中有利、其精甚真、其中

り實たり、其の中に精有り、其の精甚だ眞なり、其の中に眞有り)、「有物混成、先天天地生、寂兮突兀、獨立而不改、周行而不殆、可以爲天下母」吾不知其名、故強字之曰道(第二十五章)「物有り混成し、天地に先立つて生れ、寂たり突たり、独立して改らず、周行して殆ふからず、以て天下の母たるべし、其の名を知らず、故に強して之に字して道と曰う)、「道當無名(第三十二章)」(道は常にして名無し)、「大道汎兮、其可左右、万物恃之以生而不辭(第三十四章)」(大道は汎たり、其れ左右す可し、万物之を恃みて生じ、而も辭せず)、「道當無爲、而無不爲(第三十七章)」(道は常に爲す無くして、而も爲さざるは無し)、「道生一、一生二、二生三、三生万物(第四十二章)」(道は一を生じ、一は二を生じ、二は三を生じ、三は万物を生ず)、「爲迫日損、損之又損、以至於無爲、無爲而無不爲、(道を爲すは日に損じ、之を損じて又損じ、以て無爲に至る、無爲にして而も爲さざるは無し)、「道生之(第五十章)」(道は之を生す)、「物壯則老、謂之不道、不道早己」(第五十七章)「物、壯なれば則ち老ゆ、之を不道と謂う、不道なれば早く己む)、「道者、万物之奥、善人之寶(第六十二章)」(道は万物の奥、善人の宝なり)、「天下皆謂我道大似不肖、夫惟大、故似不肖、若涓久矣其細也、(第六十七章)」(天下皆我が道は大にして不

肖に似たり、夫れ惟れ大なればなり、故に不肖に似たり、若し肖ならば、久しいかな其の細なるや)等、老子の道に触れる事甚だ多いが、しかしやはり依然として、道の高遠なる眞意は判じがたい。ただ、老子は、その書のうちに、自己の理想の姿をしばしば子に例えている。「道當、而用之或不盈……吾不知誰之子、象帝之先、(第四章)」(……吾、誰の子なるかを知らず、象は帝の先なり)又「蔽當懷抱」、能無離乎、專氣致柔、能嬰兒乎、(第十章)」(當える魂を蔽し、一を抱いて、能く離れしむる無からんか。氣を専らに柔を致して、能く嬰兒たらんか)又「我獨鬼兮、其未兆、若嬰兒之孩(第二十章)」(我れ独り魄たり、其の末た兆せざること嬰兒の孩せざるが如し)そして更に老子は、しばしばその母についても述べている。「有名、万物之母(第一章)」(名有るは万物の母なり)、「吾獨欲異於人而貴食母(第二十章)」(吾れ独り人と異り、而して母に食わることを貴とほん)或は「天下有始、可以爲天下母、既得其母、以知其子、既知其子、复守其母、没身不殆、(第五十二章)」(天下に始有り、以て天下の母とすべし、既に其の母を得たれば以て其の子を知り、既に其の子を知りて、复た其の母を守れば、身、没するまで殆うからず)こうして見ると、老子の説く道の真相はその一部として嬰兒の無垢なる純粹さ、純真

き、又その母の宏大にして無邊なる寛容さを有していることだけは理解出来よう。こうした老子の説く道の概念に對する認定は部分的で不完全とはいへ以後のこの△經法△を理解していくのに参考となるかもしない。又△管子△の「夫道者所以无形也」（夫れ道は形に充てん所以なり）、「凡道無所、善心安愛、心靜氣理、道乃可止、彼道不遠、民得以確、彼道不離」（凡そ道は所無く、善心安愛し、心静かに氣理めば、道乃ち止る可し。彼の道は遠からず。民得て以つて産す。彼の道は離れず）、「道者所以變化身而之正理者也」（道は身を變化して、正理によく所以なり）や又△淮南子・繆稱△にも「道者物之所導也」、又△荀子・正名△に「道者古今之正權也」、△莊子・在宥△にも「一而不可不易者道也」、△伊文子・大道上△「大道無形」等の句が見える。これ等も、道家を中心とした一部諸子とこの△經法△との関係の深さを示すものである。

（△管子・法法△に「明王在上、道法行於國、民皆含所好、而行所惡」とあるが、この場の道は法と全く同義に用いたものである）

(3) 道生法

△鵠冠子・兵政△に「賢生聖、聖生道、道生法、法生神、神者は他動詞、後者は自動詞、「道生法」は他動詞にとるべきで

生明、神明者正之末也」とある。陸佃はこの道に注して「一陰一陽謂道」と言つてゐる。これは△白虎通鑑論△に己に見える句であるが、「万物が完全に圓満におさまっているのを道といふ」の意味であろう。そしてそれが聖人の生み出す状態であると△鵠冠子△は言つてゐる。この△鵠冠子△の文を更に考察するに、賢、聖は人為の所産であるが、神・明は人為の及ばない所のものであり、道と法とは、丁度それ等の中間にあって、道は、人為最高の徳の結果から生ずるものであるが、その道が生み出した結果としての法は、人の力の及ばないものであるとの意味を内含している。△韓非子・解老△が「道者万物之所然也、万理之所稽也」道は万物がある姿そのままのものであり、すべて理の基準となるものである。（「稽」は、はかるの意）とするのも、その視点は飽くまで人間世界に置いていることを理解すべきである。△鵠冠子△の「神明者正之末也」の「末」は、神明が正の最上段階のものではあるにはあるが、それが神や明である限り人の力が当低及ぶものではないとの意を込めた用字だろう。「生」という動詞は△管子・法法△にも使われている「聖人精德立中以生正」（聖人は德を精にして中に立ちて以て正を生む）、「軍之敗也生於不義」（軍の敗や不義に生ず）。前者は他動詞、後者は自動詞、「道生法」は他動詞にとるべきで

あり、隠晦的に生み、造り出すの意に解される。

(4) 左

原図版の字そのものは不詳。△單行本▽△學報本▽△文物本▽ともに「引」と訛す。△線装本▽のみ「左」とする。引字は△説文▽に「開弓也從弓」とあるように弓に従う字で原図版の字形とは全く異なる。△管子・法法▽に「故強者折、弱者挫、堅者破、引之以繩墨、繩之以絲綾」とある所から前二本は、この例から引としたのであろう。文意からは下文の「而明曲直者也」の明とほぼ同義の字が当ればよいのであるが、ここでは不鮮明ではあるがその残された字形から「左」とする方が妥当ではあるまいか。意味としては、「アカシ、アキラカニス」つまり證左の意をとつてここではかかるとしておく。

(5) 繩

△説文▽では「繩は索なり」。又は△廣雅、釋詁三▽には「繩は直なり」とする。△荀子・解論▽にも「繩は直の至るなり」とある。前項注に挙げた△管子・法法▽「繩之以絲綾」、△周禮・酒正▽の「辨四飲之物。一曰清、二曰醴、三曰漿、四曰酏」の注に鄭氏は「醫之字從匱從西。省也」としている。

△經典釋文▽は、「從匱」に注して「本は或は匱に作る」とする。又△爾雅、釋地▽に「東方之美者有醫無匱之國丹琪醫」とあり、△經典釋文▽は匱に注して「李本は匱に作る。音は同じく△管子・七臣七主▽「以繩七臣」はともに、たゞすの意

である。男玄齡の注に「繩は舛正を謂うなり」とする。又△荀子・王制▽の「故公平者、聽之衡也、中和者聽之繩也」の揚原の注には「繩は曲直を辨する所以」とある。よつてこの繩は繩墨のことと解していくであろう。即ち曲直をはかる為の木工上の工具で、所謂す、みなわである。

(6) 殺

語氣助詞で後代の也に相当する。△説文▽に「盤中の声なり」とする。一方同じく△説文▽の醫の項に「醫は病を治す工なり」。殿は惡姿なり。醫の性然、酒を得て使うに西に従う。王者の説、一に曰く、殿は病声、酒は病を治す所以なりと。周禮に醫酒有り。古者、巫彭はじめて醫となる」とある。(論語・子路▽には孔子の言葉として「南人有言曰、人而無恆、不可以作巫醫」の語があり、巫と醫がほぼ同一人の職能であったことが推測される。又△廣雅、釋詁四▽に「醫は巫なり」とし、

じ」とする。酒は、醫が治病する為の一種の薬物として使用したであろうし、又一方酒は巫が司る祭祀には欠かせないものであつたという点で、醫にも、巫にも深い関係を持つていたであろう。或は察る、醫と巫とは本来同じ職能範囲に属していたのかかもしれない。すると、治病に携わる醫とは、もとは蟹と書かれ、巫觋としての振舞いをその主たる職能としていた。そして更にその蟹の初文は段と書かれ、その蟹は、巫觋がある尋常でない状態にある時の、つまり巫觋が巫觋としての行為にある時の、或は巫觋が病者に対して治療を施している時の、その姿を、そして同時に、その時に癒せられたであろうその音声とを表わす字であつたらしいことが解る。

△説文ノの言う「聲中の声」又「病声」とはそういうた普通ではない状態で癒せられた声ではないかと考えられる。そしてそれが後に、それと類似の音と見なされる音声をも表わすようになり、やがてそれが語氣助詞として定着したのがこの「段」であろう。それではその段はどのような音であったのか。前掲△周禮・酒正ノ「辨四飲之物」の注に「槽は音声、溝と相似たり。醫と醜も亦た相似たり。文字不同にして、これを記す者、各々耳に異れど、此れ皆一物なり」更に「醫は於己の反、徐（鉢）は於計の反とす。醜は於紀の反、又音は億」とする。

又△漢書・方術郭玉傳ノに「醫の言を為すは意なり」とある。段も徐鉢の唐音による反切では「於計の切」、意は「於記の切」である。いづれも声母は於である。後にこれが也字で表われるようになつたのである。△説文ノで也は、「女陰也象形」とするが、どうも背説しがたい。しかし音は徐鉢の注で「羊者の切」とされる。つまり段と醫とは同音ではないがともに声母はYで類似の音といえるであろう。

因みに段を△段注ノは「此の字の本義亦た未だ見えず。」に曰く「段病聲也」と。これ「繁中聲」と義近し。秦人借りて語詞と為す。△詛楚文ノに「禮使介老將之以自救國」とある。薛尚力所見の△秦權銘ノに『其於久遠段』とあり、△石段文ノに「汎段酒沟」とある。權銘の段字、△琅雅臺刻石ノ、及び他の秦權、秦斤は皆、也に作る。然らば則ち周秦人は段を以つて也を為すは信ず可し」とする。△詛楚文ノは△古文苑ノではつきり段に作るが、流傳の翻刻拓本では判読し難い字になつてゐる。しかし惟升道の注に「久歎本は也に作る。段は古い也の字」とあるから間違いないであろう。△石鼓文ノの方ははつきり段と読める。「汎段沟蒸皮淖（倬）澗 蟻鯉處之」（汎の水は澗として「みち」、蒸々たる皮（彼）の淖（倬）澗には、蟻や鯉やこれに處れり。「赤塚忠・石鼓文の新研究」この場合の段は

間投詞である。△秦始皇銘、二世詔△及び△郷邪臺刻石△「金石の刻は盡く始皇帝の為りし所也。」「而るに金石の刻辭に始皇帝と称せざれば、其れ久遠に於て也、後嗣の之を為りしがくならん者、成功の盛徳に称はざらんと」の前者は、文末の語氣助詞、後者は間投詞であろうが、文字はいづれも「ぞ」で字形は少し異なるが、也に相違ない。先秦の文章に文末の語氣助詞「也」が用いられることは非常に少い。五經のうちでは△周禮△と△詩經△の一部に用いられているのみである。これは文末の助詞は先秦の書法には本来なかつたということかもしけない。そして文末助詞の音を表わす必要に迫られた時、それまで間投詞に使っていた歛を借りて使うようになったものと思われる。しかし徐鉉の唐詩でも明かなように、歛と也とは音に於いて微妙に異っている。そこで戦国末秦初をさかに、それまで一部には間投詞にも使っていた文末助詞の也を歛の替りに統一的に使うようになったのである。そして一方文末助詞としての歛の一部は、寧了後の次として存続していくことになつたと見てよいであろう。ただしこの△經法△は秦の地より遠く離れた南、江南で書写されて来たものである為に、當時としては未だ写法に於いて古体を残していたのかもしれない。しかしこの△經法△と同時に馬王堆から出土した△老子△は、甲本乙

本ともに、也が多用され、しかも用字は歛ではなく也である。ところが伝世の古本系の△老子△には勿論歛はなく、也もほんの数回かぞえ得るにすぎない。これは△老子△が馬王の地にもたらされた時、歛は己に也と書かれていたことと、也が書写人の意にしたがつて可成自由に付加増減された可能性の大きいことをのがたるものであろう。ということは、先秦の成立とされる他の經籍、△左氏伝△△論語△等に書かれている也も、或はもとは歛と書かれていたものが也に書きかえられたか、或は伝写の過程で後に附加されたものも多かつたであろうことを示唆しているではあるまいか。

(補) 欠は、甲骨文、金文に見えない。割合い後になつて造られた字であるらしい。△說文△は「語已の詞なり。矢に從い目声」とする。呂は後の以字である。△段注△に「已欠は豈韵、已は止也。其意は其の言を止めて欠と曰うのは内に意つて外に言う為である」とする。挨字を同じく△說文△に「挨、擊背也」△廣雅釋註△に「挨、擊也」とある所をみると、これは歛の「擊中聲也」と通じているし、音から言つても、徐鉉は欠を「于已切」としているから、歛の「於計」と通じているとみてよいであろう。よつて欠は歛からの派生と考えられる。

(7) 故

かず」とある。

原図版では、文字らしきものがあるということが解る程度で殆んど判読し得ない。△文書本△△線装本△は空白にする。

△学報本△は推定して故とす。△単行本△のみ確定して故とす。

如 聖人

原図版では、この部分の残欠が一字分か、二字分か或は三字分か判別し難い。この墨書きは出土時、たて長の墨版を、だいたい真中で一重に折り畳んであった為 每頁の折り目の部分の破損がひどい。この部分は丁度その折り目に当った所である。

△管子・法法△に「聖人能く法を生むと雖ども、法を廢して國を治むる能はず」とある。これに當てはめると「執道者」とは「聖人」ということになる。同じく△管子・法法△に「法の侵すや、不正に生ず」とある故に聖人は不正ではないから法を侵すことはないとの意である。

(9) 法立而弗敢廢歟

あるから、この部分の残欠は三字の可能性も一応考えられる。

△管子・法法△に「法立ら令行はるれば、則ち民の用いる者衆し、法立たず令行はれざれば則ち民の用いる者寡し、故に法の立所、令の行う所、多くして廢する者寡きは、則ち民謀議せざれば、則ち聽從す、法の立る所、令の行はる所と、其の廢する者と鉤しければ、則ち國に常經無し、國に常經無れば、則民妄行す、法の立る所、令の行はる所の者寡くして、廢する所、令の行はる所の者多ければ、則ち民聽

残欠部分は、後文「左」「見知」「不惑」の主語である。そして更に前文の「生」「弗敢犯」「弗敢廢」を意味的に受けるものであるから、注(8)にあげた△管子・法法△の文から、「聖人」か否は、同じく△管子△では「聖人」と同質の立派な為政者という意味で「明君」という語がよく用いられているのでそれをここにあててもよい。「明君」の例は△管子・法法△に「明君は断を事とするなり」「明君上位にあるや、民敢て私議を立て

自ら貴ぶ者多し」等がある。残欠二字とすると前文主語の「執道者」が当るであろうが、以下短い文中に、主語を二度くり返すという修辞は他に見られないで少々不適当かもしだれない。

⑩見知

この△經法△名理の章に、「道なる者は神明の原なり。

(中略) 神明なる者は見知の精なり」「名理を密かに察して終始に名づくる。是を理を究むと謂ふ。唯公にして私無ければ見知はずして、乃ら俗ひ起つて知る」とある。察するに見知とはおそらく所謂認識の意味であろう。△韓非子・難一△の「有賞者君見其功、有罰者君知其罪。見知不恃於前、賞罰不蔽於後」の「見知」は「功罪を見きわめる」という狭い意味であるが、ここではも「と広い意味として「認識する」の意にとつた方がよいであろう。

駆文

二、^①虛无刑(形)、其製(晉)^②冥冥、萬物之所從生。生有害、^③曰欲、^④曰不知足。^⑤生必動、^⑥動有害、^⑦曰不時、^⑧曰時面。」^⑨動有害、^⑩事有害、^⑪曰逆、^⑫曰不稱、^⑬不知所爲用、^⑭事必有言、^⑮言有害、^⑯曰不信、^⑰曰不知畏人、^⑱曰自遼、^⑲曰虛夸、^⑳以不足爲有餘。故同出冥冥、或以死、或以生、或以敗、或以成。禡福同道、莫知其所從生。

虚は形(刑)无し。其の督(製)は冥冥として、萬物の從りて生ずる所なり。生すれば害あり、欲と曰ひ、不知足と曰ふ。生すれば必ず動き、動けば害あり、不時と曰ひ、時面と曰ふ。動けば害あり、害うれば害あり、逆と曰ひ、不称と曰ひ、為に用うる所を知らず。害うれば必ず害うことあり、害へば害あり、不信と曰ひ、不知畏人と曰ひ、自遼と曰ひ、虛夸と曰ひ、以て余り有りと為すに足らず。故に同じく冥冥に出で、或いは以て死し、或は以て生き、或は以て敗れ、或いは以て成る。禡と福とは道を同じくするも、其の従りて生ずる所を知る莫し。

訳文

道は法を生む。法とは得失をはかるすみなわのようなもので、ものとの曲直を明かにするものである。故に、道に則った為政者は、法を生かしても法を犯すということはしないし又、法を作つても(むやみに)法を廢するということはしないのである。

聖人は自からをすみなわでよくはかり、然る後に、天下のことを見識して惑うことがないのである。

注解

(1) 虚无刑 (形)

甲骨文・金文に形の字は見当らないが刑・荆・邢は、井或は刑で現わされる。井は首枷の象形であろう。故に井は意符からきた音符であり、刀が付帯するのはその意味を更に明確にする為である。今原岡版に見える刑の字は、そのものが音符として使われているといえる。△左伝・昭六に「以鋸刑器」とある

のは「刑は器賄なり」と注するように音として已に「形」に通じているからである。又△荀子・強國に「刑範正しく、金錫美しく、工冶巧みにして、火齊い得たれば、刑削きて莫邪なり」とあるのは楊倞も指摘する如く、この刑は形である。△一切經音義▽が△春秋天命苞▽を引いて「刑字從刀從井井以飲人入井爭水陷於泉以刀守之割其情欲八有畏慎以全身命也故字從刀從井」とするのは解釈としては面白いが信は置けない。

△管子・心術上▽に「夫正人無求之也、故能虛無、虛無無形、謂之道」(郭沫若・聞一多等の篇する△管子集校▽は、この部分の無一字を衍文とするが、この△經法▽から推しても妥當といえる)とする。同じく△管子・心術上▽に「虛者萬物之始也、故曰可以爲天下始」とあり房玄齡の注に「聖人體虛故爲天下始や」とする。つまり虚とは道を指している。△淮南子・原

道▽に「夫無形者、理之大祖也」とあるのは、△老子・一▽の「無名天地之始」をうけたものであろうし、又同じく△原道▽の「所謂無形者一之謂也」「道者一立而萬物生矣」も、高誘の注「一者道之本也」を合わせ考えると、虚と道が通していることが解される。

(2) 其袞 (督) 冥冥

袞は△說文▽に「袞新衣聲」曰背鍵」とする。即ち衣の背中の鍵いあわせ目のことである。これより、もの事の中核の意に解される。又△禮記・檀弓下▽△左伝昭十二▽の「司馬袞」の注に「袞本作督」とあるから、袞は督とも解される。督は△說文▽に「察なり」、△爾雅・釋詁▽に「正なり」、△廣雅釋詁▽に「理なり」とある。ことはりの意か、いづれでもその深意は同じい。袞・督ともに冬毒切で音通

△管子・內菜▽に「夫道者所以充形也、人不能固、其往不復、其來不否、謀乎莫聞其音、卒乎乃在於心、冥冥乎不見其形、」(房玄齡の注に「今、謀尋於道、則不聞其言」とする)又「凡道無所、……渺渺乎其如窮無所」又「凡道無根無莖無葉無莖、萬物以生、萬物以成、命之曰道」とある。いつれも道の深遠で捕え極むることの出来ないことを言ったものである。更に同じ

△心術上▽に「天之道虛其無形、虛則不屈、無形則無所位臯、無所位臯、故徧流萬物而不變。」とあり、ここから下文の「動有吉」につながる概念が生れてくる。

(3) 曰欲

曰不知足 △老子・四六章▽に「罪莫大於可欲、禍莫大於不知足」とあり、△韓非子▽はこの句を解して「人有欲則計會亂、計會亂而欲甚、有欲甚則邪心勝、邪心勝則事經絕則禍難生」
「聖人衣足以犯寒、食足以充虛、則不受矣。衆人則不然、大為諸侯、小餘千金之資、其欲得之愛不除也、胥靡有免、死罪時活、今不知足者之愛、終身不解」といっている。又△管子・心術上▽に「故曰不以好不追乎惡、惡不失其理、欲不過其情、故曰、君子恬愉無爲、去智與故、言虛素也。」とある。房玄齡注して「凡知與言皆從、虛素生無邪欲也」とする。

(4) 生必動

△老子・五十▽に「人之生、動之死地」という。△韓非子・解老▽に、これを解して「凡民之生生而生者固動、動盡則損也、而動不止、是損而不止也、損而不止則生盡、生盡之謂死、故曰、民之生、生而動、動皆之死地」とする。

(5) 動有吉

△管子・心術上▽に「君子不恤乎她、不迫乎惡、恬愉無爲、去智與故、其態也非所設也、其動也非所取也、過在自用、罪左變化。」とあり又「天之道虛、地道靜、虛則不屈、靜則不變、不變則無過。」ともある。以上の引用から解されるように、

△管子・心術上▽に於ては、「聖人=道=虛=無形=不變=不動=靜」(善)という図式が成立し、これがこの論の前提となっている。今この人經法・道法▽もこの図式を受け継いでいる。以下、下文の理解の上でこの前提をあてはめることは大きいに助けとなる。つまり概念上、静・不变・不動に反するものはすべて悪であり、道に悖るものと解されているのである。△老子・十六章▽に於ても「致虛極、守靜篤、万物並作、五以觀復」と述べられ、又△二十六章▽にも「重爲輕根、靜爲躁君」とあり又△三十七章▽にも「不欲以靜、天下將自定」又△四十
五章▽に「大直若屈、大巧若拙、大辨若訥、躁勝寒、靜勝熱、清靜爲天下正」又△六十二章▽に「大國者下流、天下之交、天下之牝、牝常以靜勝牡、以靜爲下、故大國以下小國、則取小國」など、静を重要な德目としてたたえた句は多い。△韓非子▽もこの点をとりあげ、思慮の静なること、又妄動しないことに

焦点をあてて、老子の思想を解説している。論語・雍也には「知者樂水、仁者樂、知者動、仁者靜、知者樂、仁者壽」の句が見えるが、これは道家の様に、靜と動を相対立する両極の価値として認めてはいないことがわかる句である。

いづれにせよ、静と動の両極対立の思考は、そのうちに辨証法的な発展の萌芽を内包していく興味が持たれるが、道家の場合はそれが結極は、対他対処に終始し、形而上学的な方向へさえも脱することが出来なかつた。そしてついには、陰陽の思想に封じ込められ、やがてそれに吸収されてしまう運命をたどることになる。

(6) 曰不時

老子・八章に「動善時」とある。韓非子はそれを

△解老△で非常に具体的に解説している。即ち「夫四虎有域、動靜有時、避其域、省其時、則免其禍之害矣」と。△管子・心術上△に「毋先物動者、搖者不定、越者、不靜、言動之不可以觀也」とある。不時とは、物に先んじて動くことであり、即ち時に適わずして動くことである。この△經法△の△四度△篇に「動靜の不時なる、之を逆と謂ふ」とあるのはそのことを指している。

(7) 日時面□

現在の所未詳。

(8) 事有害

△老子・四十八章△に「取天下常以無事、及其有事、不足以取天下」とあり△六十三章△にも「爲無為、事無事、味無味」とある。これ等はともに、事の否なることと述べたものである。

一方△老子・五十九章△に「治人事天莫若儕」句が見え、この事は「ツカウル」の意である。この△道法△篇の場合、後文の逆・不称・為用などの語からみて「コトトス」より「ツカウル」と解する方がより妥当であろう。とすれば、△老子・四十六章△も「ツカフル」の意にとれる可能性も出てこよう。

(9) 曰逆

△爾雅・釋言△・說文△は「迎也」とする。甲骨文・金文では殆んどすべてこの迎の意味。迎える対象の立場から言えば、反訓として現代の意味の逆となる。△管子・法法△に「禁而不止、謂之逆」とあるが、この場合、△荀子・非十二子△「言辭而逆古之大然後」の楊倞の注「逆者乘於常理」の方がこれにあたるであろう。同じく△經法・四度△に「君臣の位を易ふ

る、之を逆と謂ふ」とある。

00曰不称

△廣雅釋詁／「称は度なり」とする。△楚辭・惜誓／の「苦稱量之不審兮」に王逸は「稱所以知輕重量所以別多少」と注している。又△管子・法版／「審稱量」の注に「稱は斤両なり」とする。称はここでは「はかる、つりあう」の意味で、不称は逆と略同じ意味である。道にはづれているの意味である。

02曰自誣

△大戴禮記・曾子立事／「不能行而言之、誣也」とある。△管子・重令／に「何謂朝之經臣、察身能而受官、不誣於上、謹於法令以治」とある。誣とは能が無いのに何かのように偽り斯くことである。△管子／のこの部分は「經臣」のあるべき姿について述べているのであるが、とするところ△道法／の上文「不知所爲用」というのも「臣」のありかたを述べたものであるということが解る。

01言有害、曰不信

動・躁・事を廃し、静・無為を説く老子は、その理の至る当然の結果として言を戒めた。△二章／と△四十二章／で不言教の重要さを述べ、△五章／では多言教窮といい、△二十三章／では、「希言自然」更に△五十六章／では「知者不言、言者不知」。そして最後の章の△八十一／で「信言不美、美言不信、善者不辨、辨者不善」とまで言っている。△管子・心術上／に「不言之言應也、應者以其爲之入者也、執其名、務其應所以成之、應之通也」とある。この文の前提是「言有害」である。不言にして言あるには、已むを得ず、ある働きかけに應する為に言うことの意である。

03曰虛兮

この虚は、一般の所謂、空虚、虚偽の虚である。△說文／に「虛は大丘なり、岷崕丘、謂岷崕虛、古者九夫爲井、四井爲邑、四邑爲丘、丘謂之虛、從丘而聲」というも虚字の来源は詳らかにしない。夸は、△廣雅釋詁／に「大也」とする。△說文／は「夸也」とする。誇大の意味であろう。

04以不足爲余

△老子・七十七章／に「天之道、其猶張弓與、高者抑之、下者舉之、有餘者損之、不足者補之、天之道、損有餘而補不足、人

之道則不然、損不足以奉有餘、熟能有餘以奉天下」とある。

(5) 或以死、或以生、或以敗、或以成

△管子・内業に「人之所失以死、所得以生也。事之所失以敗、所得以成也」とある。道を得るか失うかによって生死敗成が定まるの意であるが、ここも同じ。よって「同出冥冥」の「冥冥」はやはり道を指している。△韓非子・解老子にも「万物之以死、得之以生、万物得之以敗、得之以成」とある。これも前文に「道者……」とあるからやはり同義である。

○○禍福同道

△老子・五十八に「福兮福之所倚、福兮禍之所伏、熟知其極」とある。△韓非子・解老子はこの老子の言葉を解して「而福本於有禍、故曰禍之所倚」「而禍本生於有福、故曰福兮禍之所伏」と述べ、又△文字・微明もこの一句を解釈して「老子曰福之起也赫赫、禍之生也紛紛、禍福之數微而不可見……禍至祥存、禍至祥先、見祥而不爲善則禍不來、見不祥而行善則禍不至、利與害同門、禍與福同鄉、非神聖莫之能分、故曰禍兮福之所倚、福兮禍之所伏、孰知其極」と述べており、又更に「夫禍之至也、人自生之、福之來也、人自成之、禍与福同門、利与害同鄉、自

非至精、莫之能分」と述べた部分もあるが、これとほぼ同文が△淮南子・人間訓にもある。△老子の言は抽象的な道といふものを説明する為に、純粹形而上的に、禍福の同道なることを説いたのである。それを△韓非子にも理解出来るようになら平易に解釈したのではあるが、それだけに抽象性は失はれ、本来△老子が意図した意味上の含みは狹ばめられている。

△文字の解釈は一層理解しやすくなっているが、△老子の思想からは離れ、その高邁な形而上学概念は已にそぎ取られている。それが更に△淮南子に到ると、同じ語は使われてはいるものの、その述べる所は極めて具体的であり、一つの処世教訓説話の導入として語られているにすぎない。こうした中に、春秋期から漢に至る思想の変遷の一端を見ることが出来よう。ただこの△道法はこの後文にも「死而复生、以禍爲福、孰知其極、反索之无刑（形）、故知禍福所從生」と書かれてもいるように、全体として抽象性で貫かれてはいる。その点では、この△道法の思想の有様から言えば、寧ろ翻つて直接△老子に近いと言える。それはこの△經法が△老子の卷前部として出土したことと何等かの関係があるのかもしれない。

虚には形がない。その中枢は奥深く、そこから万物が生れ出てくるのである。生れ出でなければ害がある。（それは）欲とか己の分に安んじない（不知足）と（老子等によって）いわれているものである。生れ出れば必ず動く。動けば害があるのである。頃合いの時にはずれる（不時）とか、時面□といわれるものである。動けば事えることになり、事えれば害がある。（それは）君にそむくとか、上位下位が釣合わない（不称）とか言われているものである。（そうした下臣）は無用であつて、（主君）に登用されることはない。事えれば必ず物を言うことになり、物を言えば害がある。（それは）誠実さがない（不信）とか人を畏敬することを知らない（不知畏人）といわれるものであり、また自分から無いことをあるかのように言う（自詮）とか、ありもしないことを誇大に言う（虚夸）とかいわれるものであり、不足しているのにありあまっているかのようによそおうことになる。であるから、万物は同じく冥冥たる道から出ても、生と死や、或いは成功と失敗があるようにその結果はそれぞ同じではない禍と福とはやって来る道を同じくするのであるが、その二つがそれぞれ分れ出でてくる根本的な原因を知ることは出来ない。

虚には形がない。その中枢は奥深く、そこから万物が生れ出

三、^①見知之道、^②唯虛无有、^③虛无有、^④秋毫成之、必有刑、^⑤刑（形）名、^⑥刑（形）名立、則黑白之分已、故執道者之觀於天下、^⑦敵（也）、^⑧無執敵（也）、^⑨無處也、^⑩無爲敵（也）、^⑪无私敵（也）、^⑫是故天下有事、^⑬无不自爲刑、^⑭刑（形）名聲號矣、^⑮刑（形）名已立、聲號已建、則无所繼述而正矣、

解 文

見知の道は唯だ虚にして無有なり。虚にして無有なるも、秋毫なりとも之を成さば必ず刑（形）名あり。刑（形）名立たば則ち黑白分る已。故に道を執る者の天下に觀るや、執くことなく、處する尤く、為す尤く、私すること無きなり。是の故に天下に事あらば、自ら刑（形）名声号を為さざる無きなり。刑（形）名已に立ち、声号已に建てば、則ち迹を逃がれ正を匿す所无きなり。

注 解

(1) 見知之道

△單行本△に「返句的意是、要汎済生死成敗產生的原因」とするが、今まで文中「道」に定語がついた例はこれが最初であり、「見知」に客語がついた例は、前文の「天下」しかないので、故にここでは「見知天下之道」の意に解すべきである。

(2) 唯虛无有

△老子・十六章に「致虛極、守靜篤、萬物並作」とあり、△淮南子・說山訓に「魄問於魂曰、道何以爲體、曰、以無有爲體、魄曰、無有有形乎、魂曰、無有」とある。△老子・四十章は「天下萬物生於有、有生於無」とする。虛は道家にとっては無有のものと生の根源である。

(3) 秋毫成之

「秋毫」は原図版では殆んど判読し難い。△單行本△△文
物本△△學報本△は「秋槁(毫)成之」とする。△說文△では
稿は槩とし「釋也從禾高聲」、毫は段注に「豪毛字從毛」とし
もと豪字として「冢臚如筆管者、出南郡從石高聲」とする。徐
鉉の音は稿は「古老切」、豪は「平力切」であり、同じではない
。又流傳の經籍にも「毫」或は「豪」を「稿」に作る例は見
ないようである。「秋毫」の語は△孟子・梁惠王下△に「明足
以察秋毫之末而不見麁薪」と見える。△文子・上德△に「秋毫
之末覗之可察」と使う意味は△單行本△の注が言うように「禽
獸秋季所生的細毛、用以比喻極爲細小的事物」である。△老子
・六十四章△は同様の意味で「毫末」の語を用いている。「合
抱之木、生於毫末」。△淮南子・說山訓△「秋毫之末淪於不測」

に「小於秋毫之末謂無有也」と注している。「秋毫」や「毫
末」は「無」・「無有」ではないが、それに準する語として黃
老家に好まれた語の一つである。

(4) 刑(形)名

△韓非子・主道△に「有言者自爲名、有事者自爲形、形名參
同、君乃無事焉、歸之其情」とある。陳奇猷の△韓非子集解△
に「奇猷案するに、「君乃無事焉」の五字は當に旧注の正文に
誤り入りしものなるべし。此の文、名、形、情を以て韻をな
せば、まさに此の一句多かるべからず。且つ「君乃無事焉」の
五字は正に「形名參同」の注なり」とあるが、この五字は本文
の傍證として有効である。とすれば同じ△韓非子・主道△の
「同刑刑名、審驗法式、檀爲首殊國乃無賊」や同じ△二柄△
の「人主將欲禁忿、則審合刑名者、言不異事也」に於ける「刑
名」も、その真意は「形名」と理解すべきであろう。「形」と
「刑」は本来同義、同字であることを前掲注に述べたが、この
文はその点の証となろう。又前注に引いた△淮南子・說山訓△
の続きの魂の語に「凡得道者、形不可得而見、名不可得而揚、
今汝已有形名矣。何道之所能乎」と見える。△老子△は「形」

不居者即處而無形……」と解説しているように、道—無形—不動—靜という系列の中で説いており、「名」については△老子▽はその△第一章▽に「名可名、非常名、無名、天地之始、有名、万物之母」と述べていることまる。△申子・大體▽にも「動者搖靜者安。名自正也、事自定也。是以有道者自名而正之、隨時而定之也。」とある。名と事の対比は名と形の対比に至る前の段階である。△尸子・分▽の「執一以靜、令名自正、令事自定」等もそれであろう。「形」と「名」を直接させてその対比のうちに考えられるようになるのは更に後出の思想である。

例えば△尹文子・大道▽「名以檢形、形以定名、名以定事、事以檢名、察其所以然、則形名之與事物、無所隱其理矣。」などがそれである。申不害もそうした論者に類する。尤も△老子・三十二章▽に「道當無名」（中略）始制有名、名亦既有、夫亦將止の語も見えるが、この「名」は「撲」と対比されるもので、名言、名答の類の概念である。

(5) 黒白之分

△老子・二十八章▽に「知其白、守其黑、爲天下式」とある。これは△韓非子・解老▽の例「齋向坐、弟子侍、有牛鳴於門外、弟子曰、是黑牛也而白題、齋向曰、然、是黑牛也、而白在其角、

使人觀之，黑黑牛而以布裹其角」に当るのであろう。故に、この「黑白之分」は、同じく△韓非子・解老▽の「有輕重則有白黑、短長、大小、方圓、堅脆、輕重、白黑之謂理」或は「目不能決黑白之色則謂之盲」に於ける單に「黑白之分」ではなく、△老子▽に言うように、白を判別しても更にその全體の基となる黒を認識する（その逆も又可）ということなのである。

(6) 无執殿（也）

△老子・二十九章▽に「天下神器、不可爲也、爲者敗之、執者失之」とある。「之」はこの場合天下を指すが、同じく△老子・六十四章▽に「千里之行、始於足下、爲者敗之、執者失之」とあり、この「之」は具体的に何かを指している訳ではなく、「執者」の否なることを述べている点でこの△道法▽に言うのと意味上同じである。

(7) 无处也

△老子・二章▽に「爲而不恃、功成而弗居、夫唯弗居、是以不去」とあり、又△七十六章▽に「足以聖人、爲而不恃、功成而不處、甚不欲見賈」とあることからこの「弗居」は「不處」

と同義で、聖人はその偉大さをひけらかそうとは思わないから、功なつてもそこに安んじることはないという意味である。それは同じく「老子・八章」の「上善若水、水善万物而不爭、處衆人之所惡」ということであり、具体的には又同じく「三十一章」の「夫佳兵者、不祥之器、物或憲之、故有道者不處」ということになるのである。そしてそれは照じ詰めれば「六十四章」の「無執故無失」を通して「老子」に於ける最高の徳、「是以聖人處無爲之事、行不言之教」（二章）に至るのである。

ここに引いた「老子」の章では「居」と「處」が同義に用いられている。「說文」に「居路也」「臣茲等曰、居從古者、言法古也、九魚切」と言うもその来源は詳かでない。但、やはり「說文」に「踞俗居從足」とあり、「几」の頭に「踞几也」とある所をみると、やはり「說文」にある「尻」と関係があることが解る。或は同字であつたかも知れない。尻字は「處也從戶得几而止孝經曰仲尼尻尻謂閒居如此 九魚切」とあり、音も居と同じである。「處」は「止也得几而止」とある。意味は尻と同じであることが解る。「處」は「處或從唐聲」とあるが、金文には「處」はなく全て「處」である。しかも字中の「夕」は「虎」の足となつた形である。もとは處と呼ばれた祭祀か或はその祭礼に使われた式と言つたものかも知れない。「處」

はその省字である。秦代以前は、「石假文」をふくめて皆「處」が用いられている。漢に入つても金石文には「處」が用いられているから、「處」はやはり漢隸の成立とともに定着したものと想像される。

(8) 无爲啜（也）

「聖人處無爲之事、行不言之教」は「老子」の最高道德であると前注にも掲げたがその他に「老子・四十八章」に「爲道日損、損之又損、以至於無爲、無爲而無不爲」とある。この他「三章」に「爲無爲、則無不治」、「十章」に「明白四達、能無爲乎」、「三十七章」に「道常無爲、而無不爲無爲」、「四十三章」に「吾是以知無爲之有益」、「六十三章」に「爲無爲、事無事」、「六十四章」に「是以聖人、無爲故無敗」等、「無爲」について語った言は甚だ多い。いづれも矛盾に満ちているが、その矛盾の止揚把握こそ「老子」の魅力なのであろう。（韓非子・解老）も首にこの無爲の説明をかけており、「所以貴無爲無思爲虛者、謂其意無所制也。夫無術者、故以無爲無思爲虛也。夫故以無爲無思爲虛者、其意常不亡虛、是制於爲虛也。虛者、謂其意無所制也。今制於爲虛、是不虛也。虛者之無爲也、不以無爲爲有常、不以無爲爲有常則虛、虛則德盛、德盛之謂上德、故曰、

上德無爲而無不爲也。」と言つてゐる。△文子△も△精誠△

△符言△等に無爲を解説している。又△管子△も△心術上△に「必知不言無爲之事、然後知道之紀」「君子不徒乎好、不迫乎惡、恬愉無爲、去智與故、其應也非所設也、其動也非所取也」と言つてゐる。いづれにせよ「無爲」は、△老子△以下の歴代の道家の思想をその系統を受け継いた人々にとって、自分達を他と区別為の最も象徴的な語として、最も好んで使われて来た語であることに間違はない。

無字は△說文△に「豐也、從林火、或說燒燬字大聲、數之積也、林者木之多也、世與庶同意、商書曰、庶草繁無」とあるも來源の説明としては要領を得ない。甲骨文には見えないが、金文では明かに何等かの祭礼の様を象した字である。しかし字形そのものにはあまり意味がなく假借の字である。无字は甲骨文ではなく△說文△にもない。金文では一例のみ、△兩周金文辭大系△の「越王鐘」に「萬葉無氣」とある。但しこれは器物、拓片とも残つておらず、△博古圖△に文辞が見えるだけであるから用字の判定は困難である。ただ人謂楚文△や△戰國楚帛書△ではすべて無字を用いており、无字もやはり秦隸のころから始つて漢隸の盛行とともに定着したのではないかと思われる。

(9) 无私殿(也)

△老子・七章△に「是以聖人、後其身而身先、外其身而存、非以其無私耶、故能成其私」とある。無私なるが故に私が成立するとの意である。△單行本△注に「私字應如△韓非子・有度△所說的「人主积法用私」的私、指以私意判斷是曲直」とするが、この私は「釋法」に限定せず、△老子△のように広い意味にとるべきであろう。

如是故天下有事、無不自為刑名吉凶矣

天下の語は△論語△「天下之民歸心焉」や「天下有道則見、無道則隱」(泰伯)等にみえる。又△孟子△には「天下之善士斯友天下之善士」(萬章下)、又「天下諸侯朝覲者不之堯之子而之舞」(萬章上)など頻出する。しかし儒者に於ける天下は、△孟子・離婁上△の「孟子曰、人有恒言、皆曰、天下國家、天下之本在國、國之本在家、家之本位身」に代表されるように、飽くまでも國家を媒介にしたものであり、國家の一段上の廣がり、或は國家の集合が天下であるという認識である。△論語△に於ける「子曰、泰伯其可謂至德也已矣、三以天下讓、民無得而稱焉」(泰伯)も又然り、これに對して△老子△も天下を大いに論じてはいるが、その天下には殆んど國家が介在する

余地がない。「齊道之在天下、猶山谷之於江海（三十二章）」「天下神器、不可爲也。（二十八章）」「天下有道、却走馬以疾、天下無道、戎馬生於郊（四十六章）」など、直接、抽象的な意味をこめた「世界」へ展開しており、これこそ道家と儒家との認識方法の根本的な相違といえる。なぜなら、後、老子はこの天下を更に上向的に拡大発展させて、宇宙概念の認識にまで到達し、そして今度は、そこから附屬的に天下を志向することを目指し、それが道家の世界観の完成を意味したからである。

△禮記・聘義／に「天下無事則之於禮義、天下有事則用之於戰勝」とあり、事はこの場合、戦争・戦事を指すが、△老子・四十八章／の「取天下常以無事及其有事不足以取天下」の事は、戦争・軍事には限らない。△老子・五十九章／の「治人事天莫若儻」が「つかえる」を意味する如く、執着して心をそのためには碌くことを事というのである。△說文／は「事職也從史之省」とする。又「史記事者也、從又持中正也」ともするが、この説には儒教的な附会が感じられる。この△經法／の事も△老子／のそれの如く理解すべきであろう。

刑名は形名。二の注④。△里行本／は、△韓非子・揚榷／の「故聖人執一以靜、使名自命、令事自定、……因而任之、使自事之、因而預之、彼將自舉之、正與舉之、使皆自定之」及び

△主道／の「有言者自爲名、有事者自爲形、形名參同」を掲げて、「韓非的意見是、天下有事、令有關官吏陳述其意見、授以職位（有言者爲名）、責成其辦理此事（有事者自爲形）、然后檢驗是否有效（形名參同。」であるとし、「天下有事、無不自爲形名声号矣」即指此而言とするが、この△經法／が△老子／の思想の後を襲うものと考える時、この解は余りに具体的に過ぎないか。形名と声号とは、ここではほぼ同義に用いられており、その共通する基本の意味は、事物が觀念と存在が合致した所の認識しうる実体としてあらわれることを言うのである。その意味で△單行本／注に「声、声名、号、称名」とするは短絡にすぎないか。△說文／に「聲音也從耳聲聲聲籀文聲」とあり、「号痛聲也從口在弓上凡之属皆從号」「號呼也從号從虎」とある。つまり「聲」とは他から聽覚に訴えられることによって認識に到るもの、「號」は、こちらから他の聽覚へ訴えて認識させうるものである。よって「聲號」とは、五感によつて認識しうる現実の姿としてのあらわれを言うのである。

④刑名已立、声号已建、立は△說文／に「住他從大立之上」とする。自動詞である。対して建は「立朝律也」とし、段注は「今謂凡堅立爲建許云立朝律也此必古義今未収出」としている。

今、建は他動詞で、賓語をとっていないので受身に解される。

△老子・四十一章に「故建言有之曰、明道若昧、夷道若類、進道若退、上德若谷、大白若辱、廣德若不足、建德若殘、質真若醜、大方無隅、大器晚成、大音希聲、大象無形、道隱無名」とある。矣侗は「建言當是古籍綱名」とい、高亨も「建言殆老子所稱書名也。莊子人間世篇引法言、鵠冠子天瑞篇引逸言、鬼谷子謀篇引陰言、漢書芸文志有讖言、（班自注、不知作者。）可證名書曰言、古人之通例也」といっている。しかし、言はやはり単に書の意味ではなく、本来、内容のある言葉の意味を持つていたはづである。△老子の「建言」以下の文が、その

「建言」の内容となるが、恐らく、△經法の作者は、△老子を通じてか、或は間接にかはわからないが、この「建言」の書名と、内容とを意識しつつ「聲號已建」の語を用いたにちがいない。なぜなら、△經法のこの二句と「建言」の内容とは、ほぼ同じ事を語っていると思われるからである。

④ 蹤迹置正

訛文四種、すべてこの部分を「逃迹置正」或は「逃跡置正」とする。迹と跡とは本来同字で問題はないが、最初の字は写真図版を見るかぎりどうしても逃字には見えない。兆は本来ト兆

を表わす字で、危卜の割れ目の象形である。今、足の字は△說文で从であり、兆が△說文で从であるのとは大いに異なる。南子・說林訓の高誘の注として「匿猶逃也」とするのに合せたのかもしれない。匿は△說文に「亡也從」若聲讀若竊「匿」とする。若は本来諾の意であるから、それを隠蔽する意で、もともと正なるものを隠すの意を持つている字である。△申子・大體に「名者天地之網、聖人之符。張天地之網、用聖人之符、則萬物無所逃之矣。」とみえる。

訛 文

（天下を）認識することの根源は、ただ虚であり、無有である。たとえ虚であって、無有であっても、もしくわづかでも、何らかの、存在するものがあれば、必ずそれには実体がある。実体があらわれれば、則ち、（すべての色の源である）白と、その対比としての（すべて色の相違である）黒が判明するようにな、ものごとの認識は非常にはつきりするのである。故に道を体得した者が天下を覗くと、一つに固執することなく、一つ所のみ心をとらわれることなく、又たことさら事をなすことのみに心を奪われることなく、又た、私のみにとらわれることも

ない。それ故に、天下に何か事があると、その道を執る者は、現実の存在として世に現われ、天下にその存在が自から明かとなり、又他からもその存在が知覚されるようになるので、何人も物事の正しい姿を隠蔽してしまうことは出来なくなるのである。（故に執道の者は、天下の情況を非常にはつきりと、明かに認識することが出来、感到する事がないのである。）